

山武郡市環境衛生組合新ごみ処理施設にかかる
P F I 等導入可能性調査業務

仕様書

令和4年6月

山武郡市環境衛生組合

第1章 一般仕様書

第1節 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は、山武郡市環境衛生組合（以下「組合」という）が委託により実施する山武郡市環境衛生組合新ごみ処理施設にかかるPFI等導入可能性調査業務（以下「本業務」という）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、組合が計画している一般廃棄物焼却施設及びリサイクル施設整備事業を進めるにあたり、施設の建設および運営における最適な事業方式の選定に係るPFI等の導入可能性の検討を実施することを目的とする。

3. 業務の名称

山武郡市環境衛生組合新ごみ処理施設にかかるPFI等導入可能性調査業務

4. 業務対象区域

組合行政区域全域

5. 業務内容

特記仕様書のとおり

6. 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月1日

7. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

PFI等導入可能性調査報告書	20部（A4版製本）
PFI等導入可能性調査検討及び参考	一式
上記電子データ（CD-ROM又はDVD-ROM）	一式

※電子データについては、Microsoft Officeファイル（ワード、エクセル等）での作成を基本とし、納品後、発注者が修正、加除及び印刷が可能な状態でデータを作成する。

また、併せてPDFデータも提出すること。

第2節 一般事項

1. 適用範囲

- 1) 本仕様書は、山武郡市環境衛生組合新ごみ処理施設にかかるPFI等導入可能性調査業務」の適正を期するために必要な事項を定めたものであり、特記仕様書以外は仕様書によるものとする。
- 2) 本業務は、仕様書及び組合の担当者の指示に基づき施行するものとする。
- 3) 本業務の着手に際しては、疑義が生じないように組合の担当者と十分な協議を行ったうえで着手するものとする。
- 4) 本業務の仕様書及び施行上疑義が生じた場合は、組合の担当者と協議のうえ取り決めるものとする。
- 5) 本仕様書に明記されていない事項であっても施行上必要なものは請負者の負担により履行することとする。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された当該業務に関する事項を遵守しなければならない。

3. 業務の執行体制

- 1) 管理技術者及び照査技術者は、本業務に係る技術的な知識と十分な経験を持つものとし、以下の技術士資格のうちいずれかを有すること。
 - ア 総合技術監理部門 - 衛生工学 - 廃棄物・資源循環
 - イ 衛生工学部門 - 廃棄物・資源循環
- 2) 管理技術者及び照査技術者は、過去10年間に国又は地方公共団体が発注の同種の業務を完了した実績を有すること。
- 3) 管理技術者、照査技術者、担当技術責任者は兼ねることができない。
- 4) 管理技術者、照査技術者及び担当技術責任者は全て元請会社と1年以上の直接的な雇用関係にあること。

4. 提出書類

受注者は、業務の着手および完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 業務着手時
 - ア 着手届
 - イ 工程表
 - ウ 主任技術者、照査技術者及び担当技術責任者の届
 - エ 業務実施計画書（組織図及び緊急連絡先含む）
 - オ その他（組合が指示するもの）
- 2) 業務完了時
 - ア 完了届

- イ 成果品（紙媒体及び電子データ）
- ウ その他（組合が指示するもの）

5. 資料等の貸与

- 1) 業務の遂行上必要な資料の収集は、原則として受注者が行うものであるが、組合が所有し、業務利用できる資料はこれを貸与する。
- 2) 受注者は、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、組合に提出する。
- 3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4) 受注者は、守秘義務を求められた資料については複製してはならない。
- 5) 受注者は、貸与された資料等の必要が無くなった場合、直ちに発注者に返却するものとする。

6. 参考文献等の明記

本業務の実施において、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

7. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

8. 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容及び関係図書等について、組合の許可なく、第三者に漏らしたり、提供したり又は他の調査に使用してはならない。

9. 打合協議

本業務着手時及び必要時に打合せを行うこととし、その他の打合せ協議については、下記のとおり。

なお、状況によりオンラインでの会議を原則とする。

- (1) 進捗状況の定例会議を月1回程度行う。
- (2) 成果品について中間第一次案、第二次案、第三次案、完成第一次案、完成第二次案、完成第三次案について打合せを行う。

10. 議事録

受託者は、会議、打合せ及び協議の都度、その結果について書面に記録し、組合に確認を受けなければならない

11. 日程

本業務の主な日程の案は次のとおりとし、受託者との協議の上、決定する。

中間第一次案	令和4年8月1日まで
中間第二次案	令和4年10月1日まで
中間第三次案	令和4年11月1日まで
完成第一次案	令和4年12月1日まで
完成第二次案	令和5年1月10日まで
完成第三次案	令和5年2月1日まで

1 2. 報告の義務

受注者は、各工程の進捗状況を組合に対し報告するものとする。組合は、必要に応じ進捗状況に関する報告書の提出を受注者に求めることができるものとする。

1 3. 土地の立ち入り等

受注者は、委託業務を遂行するために公有地、または私有地に立ち入る場合は、組合との協議を行い、了承を得なければならない。

1 4. 関係官公庁との協議

受注者は、業務実施にあたって関係官公庁との協議が必要な時又は協議を求められた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅延なく組合に報告しなければならない。

1 5. 環境への配慮

受注者は、本業務を行うにあたり組合が行う環境配慮の取り組みに準じ、あらゆる面で環境負荷の低減に努めること。

また、本業務に使用する物品や役務等についてグリーン購入の推進に沿った調達等に努めること。

1 6. 疑義の解釈

本業務についての疑義又は定めのない事項については、組合と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

1 7. 検査

受注者は、完了検査を受けるものとし、検査合格をもって当該年度における業務が完了したものとする。ただし、業務完了に伴い引き渡された成果品に記入漏れ、不備、誤り又は是正すべき事項が発見された場合は、組合の指示に従い、受注者はただちに当該成果品についての修正を行わなければならない。

1 8. 委託料の支払い

組合は、検査を実施し、受注者が合格した場合は、出来高に応じて契約書に定める各年度の支払い限度額の範囲において委託料を支払うものとする。

第2章 特記仕様書

1. 公共事業方式の整理

公共事業の事業方式ごとに整理し、各事業方式の特徴を明らかにする。

整理する内容は、方式の概要、公共及び民間の責任・リスク、資金調達・設計・施工・運営・管理・施設所有における公共及び民間の役割、一般廃棄物処理施設整備運営事業における導入事例とする。

2. 計画施設の概要と条件整理

(1) 事業範囲の検討

当該事業の事業範囲等の検討に基づき事業スキームを検討する。

(2) 事業で想定される事業方式の抽出と公共及び民間の役割分担の検討

想定される事業方式を抽出すると同時に、公共及び民間の役割分担のあり方について検討する。

(3) 法的課題の整理

廃棄物処理法、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、本事業をPFI等手法により実施した場合の課題を整理する。

(4) 支援措置の検討

交付金制度や地方財政措置等の支援措置について整理し、検討する。

3. 民間事業者参入可能性調査

本事業の事業概要書を提示し、アンケートにより、民間事業者の参加意向等を把握する。

4. 民間事業者見積提案の取り纏め

前出参加意向調査において、参加意向事業者から提示された本事業の建設費、維持管理費を取り纏める。

5. 事業化シミュレーション（VFM試算）

前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設費、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、事業期間全体のライフサイクルコスト（建設費及び運営費）の算出、及び資金の内訳を明らかにする。

また、上記の結果を踏まえ、各事業方式で期待される、VFMによる財政支出の削減効果を算出する。

なお、ごみ処理方式は令和4年12月に決定する予定であるので、試算については、ストーカ炉及びシャフト式ガス化溶融炉の2種類の処理方式にて試算する。

6. 事業方式の総合評価

各事業方式を総合的に評価し、発注者の事業方式として適切な事業方式の抽出を行い、事業を実施する場合のスケジュール(案)及び課題等について整理し、事業方式について総合評価を行う。

7. 報告書作成

ごみ処理施設整備に関する計画について、「山武郡市環境衛生組合新ごみ処理施設にかかるPFI等導入可能性調査業務」として取りまとめ、一般仕様書に定められた数量のとおり
に作成し、組合に納品する。